

社会福祉法人 運営関係様式例

令和 7 年 6 月

堺市 健康福祉局
生活福祉部 健康福祉総務課

※1 この様式例は、法人を運営する上で参考となる一例を示したものです。

なお、法人の運営は、自主的・自律的に行われるものであることから、当該様式例の使用を強制するものではありません。各法人のそれぞれの事情に合わせて、法人を運営する際の参考資料の一つとしてご活用ください。

※2 押印の取扱いについては、各法人で判断してください。

なお、評議員会及び理事会の議事録に係る押印は定款に規定するとおり取り扱ってください。その他登記に関連する書類は、押印が必要な場合もあるため、法務局に確認の上判断してください。

各種様式例一覧

1. 役員等選任関係

(1) 就任承諾書（評議員・理事・監事）	1
(2) 宣誓書（評議員・理事・監事）	2
(2-2) 特殊関係確認票	3
(3) 選任通知書（評議員・理事・監事）	5
(4) 委嘱状（評議員・理事・監事）	6
(5) 評議員・役員（理事・監事）名簿	7

2. 評議員会運営関係

(1) 招集通知（評議員会）	8
(2) 出欠票（評議員会）	9
(3) 同意書（評議員会の招集手続の省略）	10
(4) 提案書（評議員会の決議の省略）	12
(5) 同意書（評議員会の決議の省略）	13
(6) 通知書（評議員会への報告の省略）	14
(7) 同意書（評議員会への報告の省略）	15
(8) 評議員会議事録（通常開催）	16
(9) 評議員会議事録（評議員会の決議の省略）	19
(10) 評議員会議事録（評議員会への報告の省略）	20

3. 理事会運営関係

(1) 招集通知（理事会）	21
(2) 出欠票（理事会）	22
(3) 同意書（理事会の招集手続の省略）	23
(4) 理事への提案書（理事会の決議の省略）	25
(5) 理事の同意書（理事会の決議の省略）	26
(6) 監事に対する提案書（理事会の決議の省略）	27
(7) 監事の異議確認書（理事会の決議の省略）	28

(8) 監事の同意書

(監事の選任に関する議案について監事の過半数の同意を得たことを証する書類)・・・29

(9) 通 知 書 (理事会への報告の省略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

(10) 理事会議事録 (通常開催)・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

(11) 理事会議事録 (理事会の決議の省略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

(12) 理事会議事録 (理事会への報告の省略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

(13) 理事会議事録 (電話会議システム利用による出席者がいる場合)・・・・・・・・・・36

(14) 電話会議システム等を利用した理事会 (評議員会) の開催について・・・・・・・・38

4. その他

(1) 職務執行状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

(2) 評議員会・理事会決議に必要な出席者数 (定足数) について・・・・・・・・40

(3) 競業取引を行う場合の手続について・・・・・・・・・・41

(4) 利益相反取引を行う場合の手続について・・・・・・・・・・42

1. 役員等選任関係

(1) 就任承諾書(例)

就 任 承 諾 書

理 事

私は、社会福祉法人〇〇〇会の 監 事 に就任することを承諾します。

評議員

任期

令和〇〇年〇〇月〇〇日から

令和〇〇年度開催の定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人〇〇〇会 理事長 〇〇 〇〇 様

令和 年 月 日

住所

氏名

⑩

※1 各役員及び各評議員が就任承諾の意思表示を文書により行う場合の一例です。

※2 記名押印又は署名(自署)の場合に、印鑑登録印の押印や印鑑登録証明書の添付は必須ではありませんが、必要事項を登記する際に、別途必要になる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 宣誓書(例)

宣 誓 書

私は、社会福祉法人〇〇会の{理事・監事・評議員}就任にあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号
- 2 破産法第30条第1項(破産手続開始の決定)
- 3 暴力団員等の反社会的勢力の者(社会福祉法人審査基準)

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人 〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 様

(注) 1 役員・評議員の選任に当たり、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にな
いか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要があります。なお、確認
方法としては、履歴書若しくは宣誓書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を
行う方法があります。また、官公署が発行する書類(身分証明書)により確認することも考えられ
ます。

2 記名押印又は署名(自署)の場合に、印鑑登録印の押印や印鑑登録証明書の添付は必須ではあり
ませんが、必要事項を登記する際に、別途必要になる場合がありますので、ご注意ください。

(参考) 民法第653条

委任は次に掲げる事由によって終了する。

- 一 委任者又は受任者の死亡
- 二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

(参考) 社会福祉法第40条第1項

第40条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令(※)で定めるもの
(※精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行
うことができない者)
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること
がなくなるまでの者
- 五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなく
なった日から5年を経過しない者

第44条 第40条第1項の規定は、役員について準用する。

(2-2) 特殊関係確認票(例)

特殊関係等確認票

当社会福祉法人の評議員、役員（理事、監事）についての親族・雇用関係及び取引の状況について確認するものです。

1 及び 2 は、あなたの関係者で該当する方が当社会福祉法人の評議員、役員（理事、監事）にいらっしゃる場合、3 及び 4 は、あなたご自身が兼職などに該当する場合に記載してください。

(令和 年 月 日現在)

社会福祉法人 ○○会		1・2 該当箇所を○で囲み、該当者名を()に記載してください。	
ふりがな 氏 名			
1	配偶者又は三親等以内の親族	無	有()
2	① 事実上婚姻関係と同様の事情にある者	無	有()
	② あなたの使用人にある者	無	有()
	③ ①②に掲げる者以外であなたから受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者	無	有()
	④ ②③に掲げる者の配偶者	無	有()
	⑤ ①②③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にしている者	無	有()
	⑥ あなたが役員(※)となっている他団体(社会福祉法人は除く)の役員(※)又は職員(※業務を執行する社員を含む)	無	有()
3	兼職及び兼務の状況	3 該当があれば記載してください。	
	・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等に職員(国会議員又は地方公共団体の議員を除く。)として勤務している場合 ・他の社会福祉法人の理事・監事に就任又は職員として勤務している場合	名称・役職等	
4	関連当事者に関する事項	4 該当箇所を○で囲み、有の場合は取引内容を記載してください。	
	① あなたご自身と当社会福祉法人との間の不動産賃貸や物品売買等の取引	無	有()
	② あなたが議決権の過半数を有する法人と当社会福祉法人との取引	無	有()

※1 当該確認票を記載する際の参考となるよう、評議員・役員名簿等もあわせて候補者に提示してください。

※2 提出された確認票をもとに、各評議員又は各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか（上限を超えて含まれていないか）を確認してください。

※3 租税特別措置法第40条第1項の適用要件として親族等特殊関係者（六親等以内）の制限があります。

【評議員、理事及び監事の親族等特殊関係者について】

(参考)

(1) 評議員 社会福祉法第40条第4項及び第5項

第40条

- 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。
- 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

評議員のうち各評議員と特殊の関係がある者 社会福祉法施行規則第2条の7

評議員のうち各役員と特殊の関係がある者 社会福祉法施行規則第2条の8

(2) 理事 社会福祉法第44条第6項

第44条

- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

理事のうち各理事と特殊の関係がある者 社会福祉法施行規則第2条の10

(3) 監事 社会福祉法第44条第7項

第44条

- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

監事のうち各役員と特殊の関係がある者 社会福祉法施行規則第2条の11

(3) 選任通知書(例)

選 任 通 知 書

住 所

氏 名

社会福祉法人 ○○会 の定款第○○条の規定に基づき、 $\left\{ \begin{array}{c} \text{評 議 員} \\ \text{理 事} \\ \text{監 事} \end{array} \right\}$ に選任された
ことを通知します。

なお、任期は令和○○年○○月○○日から令和○○年度開催の定時評議員会の終結の
時までです。

令和○○年○○月○○日

社会福祉法人 ○○会

理事長 ○○ ○○ 印

※1 各役員及び各評議員として選任された者に、「選任通知書」により各役員及び
各評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行う場合の一
例です。

選任通知書を交付する場合は、任期毎に交付する必要があると考えられます。

※2 写しを1部保管しておくことが望ましいと考えます。

※3 次頁の委嘱状を交付した場合、選任通知書の交付は不要です。

(4) 委嘱状(例)

委 嘱 状

住 所

氏 名

あなたに社会福祉法人 ○○会 の定款第○○条の規定に基づき、
 評議員
 理 事
 監 事
 を
 委嘱します。

なお、任期は令和○○年○○月○○日から令和○○年度開催の定時評議員会の終結の
 時までです。

令和○○年○○月○○日

社会福祉法人 ○○会

理事長 ○○ ○○ 印

- ※1 各役員及び各評議員として選任された者に、「委嘱状」により各役員及び各評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行う場合の一例です。
 委嘱状を交付する場合は、任期毎に交付する必要があると考えられます。
- ※2 写しを1部保管しておくことが望ましいと考えます。
- ※3 前頁の選任通知書を交付した場合、委嘱状の交付は不要です。

(5) 評議員・役員（理事・監事）名簿（例）

評議員・役員（理事・監事）名簿（法人名 社会福祉法人 ○○会 ）

定数（評議員 名・理事 名・監事 名） 欠員（評議員 名・理事 名・監事 名） 令和 年 月 日時点

評議員 理事 監事の別	氏 名	年 齢	住 所	職 業 公 職	資 格 要 件	特殊関係 の有無	当初就任年月日 及 び 現 在 の 任 期
		歳			運営 経営・実情・施設長 等福祉・財務	有・無	当初 年 月 日 自 年 月 日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長 等福祉・財務	有・無	当初 年 月 日 自 年 月 日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長 等福祉・財務	有・無	当初 年 月 日 自 年 月 日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長 等福祉・財務	有・無	当初 年 月 日 自 年 月 日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長 等福祉・財務	有・無	当初 年 月 日 自 年 月 日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長 等福祉・財務	有・無	当初 年 月 日 自 年 月 日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長 等福祉・財務	有・無	当初 年 月 日 自 年 月 日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長 等福祉・財務	有・無	当初 年 月 日 自 年 月 日 至 年度の定時評議員会
		歳			運営 経営・実情・施設長 等福祉・財務	有・無	当初 年 月 日 自 年 月 日 至 年度の定時評議員会

※1 「職業 公職」の欄は具体的に記載してください。

（職業…株式会社○○社長、△△施設職員等 公職…民生委員、児童委員等）

※2 「資格要件」の欄については、該当するものを○で囲んでください。

評議員

運 営 = 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

理事

経 営 = 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

実 情 = 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

施設長等 = 当該社会福祉法人が設置している施設の管理者

監事

福 祉 = 社会福祉事業について識見を有する者

財 務 = 財務管理について識見を有する者

※3 「役員等名簿」については、社会福祉法第45条の34において、法人が備え置くこととされています。

なお、必要記載事項は、理事、監事及び評議員の氏名及び住所のみです。

2. 評議員会運営関係

(1) 招集通知（評議員会）（例）

		令和〇〇年〇〇月〇〇日
社会福祉法人 〇〇会 評議員 〇〇 〇〇 様		
	社会福祉法人 〇〇会 理事長 〇〇 〇〇 印	
令和〇〇年度 第〇回 社会福祉法人 〇〇会 評議員会の開催について		
下記のとおり評議員会を開催いたしますので、ご出席いただきますようお願いいたします。		
記		
1 開催日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日） 午後〇時～	
2 開催場所	社会福祉法人 〇〇会 〇〇〇園 会議室	
3 議題・議案	議 題：□□□□について 議 案：第1号議案 〇〇〇〇について 第2号議案 〇〇〇〇について 報告事項：〇〇〇〇について	
4 その他	定足数確認のため、別紙出欠票をご返送いただきますようお願いいたします。 なお、今回審議する決議事項に特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないため、特別の利害関係の状況について、あわせて記載していただきますようお願いいたします。	

※1 定時評議員会の招集の際には、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告を各評議員に対して提供する必要があります。

※2 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間前（又は定款に定めた期間）までに、評議員に書面又は電磁的方法により通知をする方法で行われなければなりません。

ただし、評議員全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに評議員会を開催することができます。なお、電磁的方法で通知をする場合には、評議員の承諾を得なければなりません。

（注） 上記二重線部「1週間前までに」とは
評議員会の日と通知を発する日の間に「中7日以上」必要ということです。

(2) 出欠票（評議員会）（例）

出欠票

社会福祉法人〇〇会 理事長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）開催の、令和〇〇年度第〇回社会福祉法人〇〇会の評議員会に

出席 ・ 欠席 します。

（ご欠席の場合、欠席理由を
備考欄にご記入ください。）

各決議事項に係る特別の利害関係については、下記のとおりです。

決議事項	特別の利害関係の有無 と 有の場合はその内容
第1号議案 〇〇〇〇について	有 （ ）
	無
第2号議案 〇〇〇〇について	有 （ ）
	無

氏名



【備考欄・ご意見欄】

(3) 同意書（評議員会の招集手続の省略）（例）

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○会
理事長 ○○ ○○ 様

社会福祉法人 ○○会
評議員 ○○ ○○ 印

評議員会招集手続省略に係る同意書

社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条の規定（評議員会の招集手続の省略）に基づき、下記により評議員会を開催することについて同意します。

記

- 1 開催日時 令和○○年○○月○○日（○曜日） 午後○時～
- 2 開催場所 社会福祉法人 ○○会 ○○○園 会議室
- 3 議題・議案 議 題：□□□□について
議 案：第1号議案 ○○○○について
第2号議案 △△△△について
報告事項：○○○○について

※ 評議員会の開催にあたっては、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することについて、評議員全員の同意があるときは、招集手続を省略することができますが、「評議員会の開催日時等を理事会で決議する」という手続を省略することはできません。

また、招集手続を省略する場合には、「評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類が必要である」とされています。（「指導監査ガイドライン」より）

【評議員会の決議の省略について】

- (1) 社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定に基づき、理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、評議員の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます。

※ 評議員会の決議があったものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 理事が評議員会の目的である事項について提案すること
(P12(4) 評議員への提案書を参照)
- ② 当該提案について、評議員（議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと
(P13(5) 評議員の同意書を参照)

なお、決議の省略で評議員会を行うことについて、理事会の決議が必要です。

- (2) 評議員会の決議があったものとみなされた場合は、次の事項を議事録に記載します。

- ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名
- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
(P19(9) 評議員会議事録（決議の省略）を参照)

- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた場合は、議事録とあわせて評議員全員の同意の意思表示を記す書面又は電磁的記録についても、決議があったものとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません。

(4) 提案書（評議員会の決議の省略）（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人 〇〇会
評議員 〇〇 〇〇 様

社会福祉法人 〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 印

評議員会の目的である事項の提案等について

社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定（評議員会の決議の省略）の規定に基づき、評議員会の目的である事項について、下記のとおり提案します。

つきましては、下記の提案事項にご同意いただける場合は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、別紙の「評議員会提案事項についての同意書」をご返送いただきますようお願いいたします。

なお、当該全提案事項について評議員全員から同意がいただけた場合には、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされることを申し添えます。

また、提案事項について特別の利害関係を有する場合は、議決に加わることができないとされていますので、該当する場合は、その旨ご連絡ください。

記

提案事項

第1号議案 〇〇〇〇について
〇〇〇〇・・・

第2号議案 ▲▲▲▲について
▲▲▲▲・・・

(5) 同意書（評議員会の決議の省略）（例）

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○会
理事長 ○○ ○○ 様

社会福祉法人 ○○会
評議員 ○○ ○○ 印

評議員会提案事項についての同意書

社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定（評議員会の決議の省略）に基づき、令和○○年○○月○○日付で提案のありました評議員会の目的である下記の事項に同意します。

記

提案事項

第1号議案 ○○○○について

○○○○・・・

第2号議案 ▲▲▲▲について

▲▲▲▲・・・

(6) 通知書（評議員会への報告の省略）（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人 〇〇会
評議員 〇〇 〇〇 様

社会福祉法人 〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 印

評議員会への報告事項の通知について

社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条の規定（評議員会への報告の省略）に基づき、評議員会への報告事項について、下記のとおり通知します。

つきましては、下記の報告事項を評議員会に報告することを要しないことについてご同意いただける場合は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、別紙の「評議員会報告事項についての同意書」をご返送いただきますようお願いいたします。

なお、同条の規定に基づき、当該全報告事項について、評議員全員から評議員会に報告することを要しないことに同意いただけた場合には、当該報告事項の評議員会への報告があったものとみなされることを申し添えます。

記

報告事項

(1) 〇〇〇〇について

〇〇〇〇 . . .

(2) ▲▲▲▲について

▲▲▲▲ . . .

(7) 同意書（評議員会への報告の省略）（例）

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○会
理事長 ○○ ○○ 様

社会福祉法人 ○○会
評議員 ○○ ○○ 印

評議員会報告事項についての同意書

社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条の規定（評議員会への報告の省略）に基づき、令和○○年○○月○○日付で通知のありました下記の報告事項について、評議員会への報告を要しないことに同意します。

記

報告事項

- (1) ○○○○について
○○○○・・・
- (2) ▲▲▲▲について
▲▲▲▲・・・

(8) 評議員会議事録（通常開催）（例）

令和〇〇年度第〇回 社会福祉法人 〇〇会 評議員会議事録

1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇時から〇時まで

2 場 所 社会福祉法人 〇〇会 〇〇〇園 会議室

3 出席者 評議員総数 〇名

評議員出席者 〇名

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

※その他の出席者がいた場合

理事出席者 〇名

理事長 〇〇〇〇

理 事 〇〇〇〇

監事出席者 〇名

監 事 〇〇〇〇

監 事 〇〇〇〇

4 欠席者 評議員 〇〇〇〇

5 議 長 〇〇〇〇

6 議事録作成者 〇〇〇〇

7 決議に特別の利害関係を有する評議員

該当者なし

8 議題及び議案

議題（１）理事及び監事の選任について

第〇号議案 理事〇〇〇〇の選任について

第〇号議案 理事〇〇〇〇の選任について

第〇号議案 監事〇〇〇〇の選任について

⋮

議題（２）定款変更について

第〇号議案 社会福祉法人〇〇会の事業追加にかかる定款変更の承認について

議題（３）計算書類及び財産目録について

第〇号議案 社会福祉法人〇〇会の令和〇〇年度計算書類及び財産目録の承認について

報告事項について

令和〇〇年度の事業報告について

9 議事の経過の要領及びその結果

評議員〇名中〇名の出席をみたので、評議員〇〇〇〇が仮議長となり、直ちに議長の選任を求めたところ、議場から仮議長を推したい旨の動議があり、満場の賛成を得て、評議員〇〇〇〇が議長となった。

次に、議長は議事録署名人として、評議員〇〇〇〇及び評議員〇〇〇〇を指名する旨を議場に諮ったところ、満場の賛成を得たため、両名を議事録署名人に指名し、議事に入った。

審議に先立ち、理事長より評議員会の招集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する評議員が存するか確認した結果、本日の議案について該当する評議員がいない旨が報告された。

10 議事の顚末

議題（１）理事及び監事の選任について

第〇号議案 理事〇〇〇〇の選任について

議長は、当評議員会の終結をもって現理事の任期が終了するにあたり、理事〇〇〇〇を選任することについて出席評議員に賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て可決した。

第〇号議案 理事〇〇〇〇の選任について

議長は、当評議員会の終結をもって現理事の任期が終了するにあたり、理事〇〇〇〇を選任することについて出席評議員に賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て可決した。

第〇号議案 監事〇〇〇〇の選任について

議長は、当評議員会の終結をもって現監事の任期が終了するにあたり、監事〇〇〇〇を選任することについて出席評議員に賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て可決した。

・
・
・

議題（２）定款変更について

第〇号議案 社会福祉法人〇〇会の事業追加にかかる定款変更の承認について

議長が〇〇事業の追加に伴い定款変更が必要な旨を説明し、別紙定款（案）を朗読ののち、社会福祉法人〇〇会の定款を変更することについて、出席評議員に賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て可決した。

議題（３）計算書類及び財産目録について

第〇号議案 社会福祉法人〇〇会の令和〇〇年度計算書類及び財産目録の承認について

議長は、事前に各評議員へ提供されている社会福祉法人〇〇会の令和〇〇年度の計算書類及び財産目録について、理事長〇〇及び監事〇〇に説明を求めた。

議長から指名を受けた理事長〇〇及び監事〇〇により説明があったのち、社会福祉法人〇〇会の令和〇〇年度の計算書類及び財産目録について、出席評議員に賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て可決した。

報告事項について

令和〇〇年度の事業報告について

理事長〇〇〇〇より、別紙「令和〇〇年度事業報告書」により説明がなされ、全出席評議員がこれを了承した。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、〇〇時〇〇分に閉会した。

なお、この議事録の正確を期するため、議長及び議事録署名人は次のとおり署名する。

令和 年 月 日

議 長 〇〇〇〇

署名人 〇〇〇〇

署名人 〇〇〇〇

※１ 評議員会の日から法人の主たる事務所に 10 年間備え置く必要があります。

※２ 評議員会議事録は、社会福祉法施行規則第 2 条の 15 第 3 項で記載事項が規定されており、「議事録作成者（議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名）」の記載が必要です。

※３ 定款に議事録署名人（議事録に署名又は記名押印することと定められた者をいう。）を定めている場合には、定款に従って署名又は記名押印してください。

なお、法令上は、評議員会の議事録に、出席した評議員が署名又は記名押印をすることを必要とする旨の規定はありませんが、議事録の内容が適正なものであることを担保する観点から、定款に議事録署名人に関する規定を設けることが望ましいとされています。（「指導監査ガイドライン」より）

【評議員会の決議における「特別の利害関係を有する評議員」の存否確認について】

評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることはできないことから、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要があります。

(9) 評議員会議事録（評議員会の決議の省略）（例）

令和〇〇年度第〇回 社会福祉法人〇〇会 評議員会議事録

令和〇〇年〇〇月〇〇日、理事長〇〇〇〇が評議員に対して評議員会の目的である事項についての提案を行い、当該提案について評議員全員から書面による同意の意思表示を得た。

これにより、社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定（評議員会の決議の省略）に基づき、当該提案事項を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされたため、本議事録を作成し、議事録作成者が署名する。

記

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 第1号議案 〇〇〇〇について

〇〇〇〇・・・

(2) 第2号議案 ▲▲▲▲について

▲▲▲▲・・・

2 決議事項を提案した者の氏名

理事長 〇〇 〇〇

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

理事長 〇〇 〇〇

※1 評議員会の決議を省略した場合の議事録の記載事項については、11ページを参照。

※2 評議員会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録を、法人の主たる事務所に決議があったものとみなされた日から10年間備え置く必要があります。

※3 「評議員会の決議があったものとみなされた日」とは、評議員全員からの同意の意思表示を確認できた日を指します。

(10) 評議員会議事録（評議員会への報告の省略）（例）

令和〇〇年度第〇回 社会福祉法人〇〇会 評議員会議事録

令和〇〇年〇〇月〇〇日、理事長〇〇〇〇が評議員に対して評議員会に報告すべき事項についての通知を行い、当該報告事項について評議員全員から書面による同意の意思表示を得た。

これにより、社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条の規定（評議員会への報告の省略）に基づき、当該報告事項の評議員会への報告があったものとみなされたため、本議事録を作成し、議事録作成者が署名する。

記

1 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

(1) 〇〇〇〇について

〇〇〇〇・・・・・・・・

(2) 〇〇〇〇について

〇〇〇〇・・・・・・・・

2 評議員会への報告があったものとみなされた日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

理事長 〇〇 〇〇

※1 理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の議事録の記載事項

① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

② 評議員会への報告があったものとみなされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

※2 「評議員会への報告があったものとみなされた日」とは、評議員全員からの同意の意思表示を確認できた日を指します。

3. 理事会運営関係

(1) 招集通知（理事会）（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人 〇〇会

理事 〇〇 〇〇 様

(監事 〇〇 〇〇 様)

社会福祉法人 〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年度第〇回 社会福祉法人 〇〇会 理事会の開催について

下記のとおり理事会を開催いたしますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

記

- 1 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日） 午後〇時～
- 2 開催場所 社会福祉法人 〇〇会 〇〇〇園 会議室
- 3 議題・議案 議題：〇〇〇〇について
議案：第1号議案 〇〇〇〇について
第2号議案 〇〇〇〇について
- 4 その他 定足数確認のため、別紙出欠票をご返送いただきますようお願いいたします。
なお、今回審議する決議事項に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないため、特別の利害関係の状況について、あわせて記載していただきますようお願いいたします。

※ 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間）までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければなりません。

ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができます。

（注）上記二重線部「1週間前までに」とは
評議員会の日と通知を発する日の間に「中7日以上」必要ということです。

(2) 出欠票（理事会）（例）

出欠票

社会福祉法人〇〇会 理事長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）開催の、令和〇〇年度第〇回社会福祉法人〇〇会の理事会に

出席 ・ 欠席 します。

（ご欠席の場合、欠席理由を
備考欄にご記入ください。）

各決議事項に係る特別の利害関係については、下記のとおりです。

決議事項	特別の利害関係の有無 と 有の場合はその内容
第1号議案 〇〇〇〇について	有 （ ）
	無
第2号議案 〇〇〇〇について	有 （ ）
	無

氏名



【備考欄・ご意見欄】

(3) 同意書（理事会の招集手続の省略）（例）

令和 年 月 日	
社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○ 様	社会福祉法人 ○○会 理事 ○○ ○○ 印 (監事 ○○ ○○ 印)
理事会招集手続省略に係る同意書	
社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条の規定（理事会の招集手続の省略）に基づき、下記により理事会を開催することについて同意します。	
記	
1	開催日時 令和○○年○○月○○日（○曜日） 午後○時～
2	開催場所 社会福祉法人 ○○会 ○○○園 会議室
3	議題・議案 議題：□□□□について 議案：第1号議案 ○○○○について 第2号議案 ▲▲▲▲について

※1 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間）までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければなりません。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができます。

（注）上記二重線部「1週間前までに」とは
 評議員会の日と通知を発する日の間に「中7日以上」必要ということです。

※2 理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法について、法令上に制限はありませんが、「法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする」、又は「理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する」等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましいとされています。（「指導監査ガイドライン」より）

【理事会の決議の省略について】

(1) 定款に、理事会の議案について、理事全員の同意の意思表示がある場合には理事会の決議を省略することができる旨の定めがあるときは、理事の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったものとみなされます。

※ 理事会の決議があったものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 理事会の決議の省略に関する定款の定めがあること
- ② 理事が決議の目的である事項について提案すること
(P25 (4) 理事への提案書(理事会の決議の省略)を参照)
- ③ 当該提案について、理事(議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと
(P26 (5) 理事の同意書(理事会の決議の省略)を参照)
- ④ 当該提案について、監事が異議を述べていないこと
(P27 (6) 監事に対する提案書(理事会の決議の省略)を参照)
(P28 (7) 監事の異議確認書(理事会の決議の省略)を参照)

(2) 理事会の決議があったものとみなされた場合は、次の事項を議事録に記載します。

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
(P34 (11) 理事会議事録の例(理事会の決議の省略)を参照)

(3) 理事会の決議があったものとみなされた場合は、議事録とあわせて理事全員の意思表示を記す書面又は電磁的記録についても、決議があったものとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません。

(4) 理事への提案書（理事会の決議の省略）（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人 〇〇会
理事 〇〇 〇〇様

社会福祉法人 〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 印

理事会の決議の目的である事項の提案等について

社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第〇条第〇項の規定（理事会の決議の省略）に基づき、理事会の決議の目的である事項について、下記のとおり提案します。

つきましては、下記の提案事項にご同意いただける場合は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、別紙の「理事会提案事項についての同意書」をご返送いただきますようお願いいたします。

なお、当該全提案事項について理事全員から同意をいただき、かつ監事全員から異議の申出がなかった場合には、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされることを申し添えます。

また、提案事項について特別の利害関係を有する場合は、議決に加わることができないとされていますので、該当する場合は、その旨ご連絡ください。

記

提案事項

第1号議案 〇〇〇〇について
〇〇〇〇・・・

第2号議案 ▲▲▲▲について
▲▲▲▲・・・

(5) 理事の同意書（理事会の決議の省略）（例）

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○会
理事長 ○○ ○○ 様

社会福祉法人 ○○会
理事 ○○ ○○ 印

理事会提案事項についての同意書

社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第○条第○項の規定（理事会の決議の省略）に基づき、令和○○年○○月○○日付で提案のありました理事会の決議の目的である下記の事項に同意します。

記

提案事項

第1号議案 ○○○○について
○○○○・・・

第2号議案 ▲▲▲▲について
▲▲▲▲・・・・・・

※ 当該事項を提案した理事から同意書の提出を求めるかについては、法令上明記されていませんが、提案した理事からも同意書を徴することが適当と考えます。

(6) 監事に対する提案書（理事会の決議の省略）（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人 〇〇会
監事 〇〇 〇〇 様

社会福祉法人 〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 印

理事会の決議の目的である事項の提案等について

社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第〇条第〇項の規定（理事会の決議の省略）に基づき、理事会の決議の目的である事項について、下記のとおり提案します。

つきましては、下記の提案事項にご異議がない場合は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、別紙の「理事会提案事項についての異議確認書」をご返送いただきますようお願いいたします。

なお、当該全提案事項について監事全員から異議の申出がなく、かつ理事全員から同意をいただけた場合は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされることを申し添えます。

記

提案事項

第1号議案 〇〇〇〇について
〇〇〇〇・・・

第2号議案 ▲▲▲▲について
▲▲▲▲・・・

(7) 監事の異議確認書（理事会の決議の省略）（例）

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○会
理事長 ○○ ○○ 様

社会福祉法人 ○○会
監事 ○○ ○○ 印

理事会提案事項についての異議確認書

社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第○条第○項の規定（理事会の決議の省略）に基づき、令和○○年○○月○○日付で提案のありました理事会の決議の目的である下記の事項について、異議はありません。

記

提案事項

第1号議案 ○○○○について
○○○○・・・

第2号議案 ▲▲▲▲について
▲▲▲▲・・・

(8) 監事の同意書(監事の選任に関する議案について監事の過半数の同意を得たことを証する書類)(例)

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○会
理事長 ○○ ○○ 様

社会福祉法人 ○○会
監事 ○○ ○○ 印

評議員会への議案提出についての同意書

社会福祉法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条の規定(監事の選任に関する監事の同意等)に基づき、令和○○年○○月○○日に開催された理事会において決議された下記の各議案について、令和○○年○○月○○日に開催予定の評議員会に提出することを同意します。

記

議題：監事の選任について

議案：第1号議案 監事 ○○○○の選任について

第2号議案 監事 △△△△の選任について

※ 監事の選任にかかる議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意があったことを証する書類が必要であるため、「監事の過半数の同意を得たことを証する書類」の一例です。

なお、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名や記名押印があるものに限る。)でも差し支えありません。

(9) 通知書（理事会への報告の省略）（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人 〇〇会
理事 〇〇 〇〇 様
(監事 〇〇 〇〇 様)

社会福祉法人 〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 印

理事会への報告事項の通知について

社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条の規定（理事会への報告の省略）に基づき、下記のとおり通知します。

なお、本通知により、当該報告事項の理事会への報告は省略させていただくことを申し添えます。

記

報告事項

- 1 〇〇〇〇について
〇〇〇〇・・・
- 2 ▲▲▲▲について
▲▲▲▲・・・

※1 理事の理事会への報告事項（競業又は利益相反取引をした理事の当該取引に関する報告等）については、理事及び監事の全員に当該事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を要しません。

※2 上記にかかわらず、社会福祉法第45条の16第3項の規定による理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の定期的な報告については、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要があります。

(10) 理事会議事録（通常開催）（例）

令和〇〇年度第〇回 社会福祉法人 〇〇会 理事会議事録

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇時から〇時まで
- 2 場 所 社会福祉法人 〇〇会 〇〇〇園 会議室
- 3 出席者 理事総数 〇名
 理事出席者 〇名
 理事長 〇〇〇〇 理 事 〇〇〇〇 理 事 〇〇〇〇
 理 事 〇〇〇〇 理 事 〇〇〇〇
 監事総数 〇名
 監事出席者 〇名
 監 事 〇〇〇〇 監 事 〇〇〇〇
- 4 欠席者 理事 〇〇〇〇
- 5 議 長 〇〇〇〇
- 6 議事録作成者 〇〇〇〇（注：理事会議事録では、議事録作成者の記入は必須ではありません）
- 7 決議に特別の利害関係を有する理事
 〇〇〇〇
- 8 議題及び議案
 議題（１）理事候補者及び監事候補者の選任について
 第〇号議案 理事〇〇〇〇の選任について
 第〇号議案 理事〇〇〇〇の選任について
 第〇号議案 監事〇〇〇〇の選任について
 ⋮
 議題（２）〇〇〇〇について
 第〇号議案 〇〇〇〇について
 議題（３）評議員会の招集について
 第〇号議案 評議員会の日時及び場所等について
 報告事項
 理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告について
- 9 議事の経過の要領及びその結果
 理事〇名中〇名の出席をみたので、理事長〇〇〇〇が仮議長となり、直ちに議長の選任を求めたところ、議場から仮議長を推したい旨の動議があり、満場の賛成を得て、理事長〇〇〇〇が議長となった。
 審議に先立ち、理事長より理事会の招集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する理事が存するか確認した結果、本日の第〇号議案について、理事〇〇〇〇は特別の利害関係を有する旨

が報告された。

議題（１）理事候補者及び監事候補者の選任について

第○号議案 理事候補者○○○○の選任について

議長は、次回の定時評議員会の終結をもって現理事の任期が終了するにあたり、理事候補者○○○○を選任することについて、出席理事に賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て可決承認した。

第○号議案 理事候補者○○○○の選任について

議長は、次回の定時評議員会の終結をもって現理事の任期が終了するにあたり、理事候補者○○○○を選任することについて、出席理事に賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て可決承認した。

第○号議案 監事候補者○○○○の選任について

議長は、次回の定時評議員会の終結をもって現監事の任期が終了するにあたり、監事候補者○○○○を選任することについて、出席理事に賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て可決承認した。

また、議長より、監事の選任に関する議案については現監事の過半数以上の同意が必要とされている旨を説明したところ、○○監事及び○○監事から、監事候補者に同意する旨の発言があった。

：

議題（２）○○○○について

第○号議案 ○○○○について

議長は、○○○○について、○○○○であることを説明し、出席理事・監事に質疑等の意見がないか求めたところ、下記のとおり質疑があった。

○○理事

（質問内容を記載）

○○理事長（議長）

（回答内容を記載）

他に質疑がなかったため、出席理事に賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て可決承認した。

なお、本議案について「特別の利害関係を有する理事がいないこと」について理事全員に事前確認したところ、理事○○○○は本議案につき特別の利害関係を有することが確認できたため、本議案の審議及び決議に参加しなかった。

議題（３）評議員会の招集について

第○号議案 評議員会の日時及び場所等について

議長は、次のとおり評議員会を招集する案を示した。

日時：令和○○年○○月○○日 ○曜日 午後○時～午後○時

場所：社会福祉法人 ○○会 ○○○園 会議室

議題及び議案：以下のとおり

議題（１）〇〇〇〇について

第〇号議案 〇〇〇〇について

議題（２）〇〇〇〇について

第〇号議案 〇〇〇〇について

議長は、本議案について出席理事に賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て可決承認した。

報告事項：理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告について

理事会への報告事項として、報告資料に基づき、理事長及び〇〇業務執行理事から、それぞれの担当職務の執行状況について報告した。

この議事録の正確を期するため、出席した理事長及び監事は次のとおり署名する。

令和 年 月 日

理事長 〇〇〇〇

監 事 〇〇〇〇

監 事 〇〇〇〇

- ※１ 評議員会の招集にかかる議案を含んだ議事録（例）です。
- ※２ 理事会の日から法人の主たる事務所に１０年間、備え置く必要があります。
- ※３ 議事録の記名押印（署名）については、法人の定款の定めに従い、「出席した理事長及び監事」もしくは「出席した理事及び監事」が行ってください。
- ※４ 監事の選任にかかる議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意があったことを証する書類（同意書等）が必要ですが、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名や記名押印があるものに限る。）でも差し支えありません。なお、同意書の例はP29です。

【理事会の決議における「特別の利害関係を有する理事」の存否確認について】

理事会の決議には、決議に特別の利害関係を有する理事が加わることはできません。

理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについての確認は、法人において行われる必要があります。

(11) 理事会議事録（理事会の決議の省略）（例）

令和〇〇年度第〇回 社会福祉法人〇〇会 理事会議事録

令和〇〇年〇〇月〇〇日、理事長〇〇〇〇が理事及び監事に対して理事会の決議の目的である事項についての提案を行い、当該提案事項について理事全員から書面による同意の意思表示及び監事全員から異議がないことの申出を得た。

これにより、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第〇条第〇項の規定（理事会の決議の省略）に基づき、当該提案事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされたため、本議事録を作成し、議事録作成者が署名する。

記

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 第1号議案 〇〇〇〇について

〇〇〇〇・・・・・・・・

(2) 第2号議案 ▲▲▲▲について

▲▲▲▲・・・・・・・・

2 決議事項を提案した理事の氏名

理事長 〇〇 〇〇

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長 〇〇 〇〇

※1 理事会の決議を省略した場合の議事録の記載事項については、24ページを参照。

※2 理事会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録を、法人の主たる事務所に決議があったものとみなされた日から10年間備え置く必要があります。

※3 「理事会の決議があったものとみなされた日」とは、理事全員からの同意の意思表示及び監事全員から異議がないことの申出を確認できた日を指します。

(12) 理事会議事録（理事会への報告の省略）（例）

令和〇〇年度第〇回 社会福祉法人〇〇会 理事会議事録

令和〇〇年〇〇月〇〇日、理事及び監事全員に対し、理事会で報告すべき事項についての通知を行ったため、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条の規定（理事会への報告の省略）に基づき、当該報告事項の理事会への報告を要しないものとされたので、本議事録を作成し、議事録作成者が署名する。

記

1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

(1) 〇〇〇〇について

〇〇〇〇・・・

(2) ▲▲▲▲について

▲▲▲▲・・・

2 理事会への報告を要しないものとされた日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長 〇〇 〇〇

※1 理事会への報告を省略した場合の議事録の記載事項。

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

② 理事会への報告を要しないものとされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

※2 「理事会への報告を要しないものとされた日」とは、理事及び監事の全員に対して、当該報告事項を通知した日を指します。

(13) 理事会議事録（電話会議システムによる出席者がいる場合）（例）

令和〇〇年度第〇回 社会福祉法人 〇〇会 理事会議事録

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇時から〇時まで
- 2 場 所 社会福祉法人 〇〇会 〇〇〇園 事務室
(理事〇〇〇〇は、特別養護老人ホーム〇〇苑事務室から電話会議システムを利用して参加)
- 3 出席者 理事総数 〇名
理事出席者 〇名
理事長 〇〇〇〇 理 事 〇〇〇〇 理 事 〇〇〇〇
理 事 〇〇〇〇 理 事 〇〇〇〇
監事総数 〇名
監事出席者 〇名
監 事 〇〇〇〇 監 事 〇〇〇〇
- 4 欠席者 理 事 〇〇〇〇
- 5 議 長 〇〇〇〇
- 6 議事録作成者 〇〇〇〇（注：理事会議事録では、議事録作成者の記入は必須ではありません）
- 7 決議に特別の利害関係を有する理事
〇〇〇〇
- 8 議題及び議案
議題（１）〇〇について
第〇号議案 〇〇〇〇について
第〇号議案 〇〇〇〇について
議題（２）〇〇〇〇について
第〇号議案 〇〇〇〇について
- 9 議事の経過の要領及びその結果並びに電話会議システムを利用するにあたっての確認
理事長が、理事〇〇〇〇は電話会議システムを用いて本理事会に出席する旨の報告をし、開会を宣言した。
なお、電話会議システムにより、理事〇〇〇〇の音声は即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることについて、出席者全員の同意が確認されたため、理事長は定足数を確認し、理事会が成立したことを報告した。
また、理事〇名中〇名の出席をみたので、理事長〇〇〇〇が仮議長となり、直ちに議長の選任を求めたところ、議場から仮議長を推したい旨の動議があり、満場の賛成を得て、理事長〇〇〇〇が議長となった。
審議に先立ち、理事長より理事会の招集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する理事が存するか確認した結果、本日の第〇号議案について、理事〇〇〇〇は特別の利害関係を有する旨が報告された。

議題（１）〇〇について

第〇号議案 〇〇〇〇について

議長は、〇〇〇〇について、議場に諮ったところ、全理事の承認を得て可決承認した。

第〇号議案 〇〇〇〇について

議長は、〇〇〇〇について、議場に諮ったところ、全理事の承認を得て可決承認した。

議題（２）〇〇〇〇について

第〇号議案 〇〇〇〇について

議長は、〇〇〇〇について、〇〇〇〇であることを説明し、〇〇〇〇する旨、議場に諮ったところ、全理事の承認を得て可決承認した。

なお、本議案について「特別の利害関係を有する理事がいないこと」について理事全員に事前確認したところ、理事〇〇〇〇は本議案につき特別の利害関係を有することが確認できたため、本議案の審議及び決議に参加しなかった。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、電話会議システムを利用した理事会は、午後〇時〇〇分に閉会した。

この議事録の正確を期するため、出席した理事長及び監事は次のとおり署名する。

令和 年 月 日

理事長 〇〇〇〇

監 事 〇〇〇〇

監 事 〇〇〇〇

※１ 議事録の記名押印（署名）については、法人の定款の定めに従い、「出席した理事長及び監事」もしくは「出席した理事及び監事」が行ってください。

※２ 電話会議システム等を利用した理事会（評議員会）の開催については、次頁の「（１４）電話会議システム等を利用した理事会（評議員会）の開催について」も、ご参照ください。

(14) 電話会議システム等を利用した理事会（評議員会）の開催について

平成29年3月31日以前は、定款に定めることにより、欠席した理事の書面による議決権の行使（書面議決）が認められていましたが、平成29年4月1日以降は、理事会（評議員会）における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされており、書面議決の方法によることはできなくなっています。

そこで、理事会（評議員会）において、「会場には現に存在しない者」の出席を図る場合の注意事項等について、下記のとおり整理しましたので、ご参照ください。

- (1) 理事会（評議員会）の会場から離れた場所にいる理事（評議員）の発言が、即時に他のすべての出席者に伝わるような即時性と双方向性が確保されたシステムを用いることによって、離れた場所にいる理事（評議員）を含む各理事・各監事・各評議員が、一堂に会するのと同等に自由な協議のできる状態になっていれば、離れた場所にいる理事（評議員）も理事会（評議員会）に出席したと判断されることが考えられます。
- (2) 法人において、遠隔地間で理事会（評議員会）を開催する場合、特殊端末を使用したテレビ会議やインターネット回線を使用した Web 会議のような映像の伝達までは不要ですが、最低限、会場間で会話が全員に即時に双方向で伝わる環境が求められていると考えます。
- (3) 会議室に、ただ「会場には現に存在しない者」の携帯電話をつないでおいておけばよいというものではありませんので、電話会議等により理事会（評議員会）の出席を図る場合には、スピーカーフォンの利用など即時性と双方向性が確保されているかどうかにご注意ください。

4. その他

(1) 職務執行状況報告書（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（報告者）
社会福祉法人 〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 印
（業務執行理事 〇〇 〇〇 印）

職務執行状況報告書

社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、理事長（及び業務執行理事）の自己の職務の執行状況について、下記のとおり報告いたします。

記

< 報告事項の例 >

- 重要な契約の契約結果
- 理事長（及び業務執行理事）が専決した事項の内容
- 事業運営上生じた重要事項
- 重要な決議事項の経過
- 堺市の指導監査における指摘事項

※その他理事会から報告を求められた事項等

※ 職務執行状況報告書を作成する場合の一例です。必ずしも報告書を作成する必要はなく、理事会にて口頭で報告すれば足ります。

（２）評議員会・理事会決議に必要な出席者数（定足数）について

社会福祉法において評議員会・理事会における普通決議については、「評議員会（理事会）の決議は、議決に加わることができる評議員（理事）の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。」と規定されています。

評議員会（理事会）は、議決に加わることができる評議員（理事）の過半数が出席しなければ成立しません。

定足数の算定の基準となるのは、原則として、現在就任している評議員（理事）の数＝現員数です。

ただし、定款で定めた員数（「何名以上」と定めている場合は最低数）を下回る（欠員が生じている）場合は、次の事例（２）のとおりとなるためご注意ください。

【例：理事会における定足数】

（１）定款で定めた員数を満たす（最低数以上である）場合

定款において、理事の員数を「６名以上」と定めている場合で、「９名」選任しているところ２名が辞職し、現員数が「７名」となった場合には、定足数の計算に当たっては、現員数「７名」を基準とし、定足数は「４名以上」となります。

（２）欠員が生じている場合

定款において、理事の員数を「６名」又は「６名以上」と定めている場合で、現員数が「５名」（１名欠員）となった場合には、定足数の計算に当たっては、現員数「５名」を基準とするのではなく、定款で定められた員数（最低数）の「６名」を基準とし、定足数は「４名以上」となります。

つまり、定款で定められた員数の最低数と、現員数が異なる場合には、どちらか多い方を基準に定足数を計算することとなります。

(3) 競業取引を行う場合の手続について(例)

- ① 理事は、自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引（以下、「競業取引」という）をしようとするときは、理事会において、当該取引の重要な事実を開示して、事前に承認を受けなければならない。

※競業取引とは、法人が実際に行う事業との間で市場が競合する取引（法人と理事との間に利益の衝突が生じる可能性がある取引を含む。）をいう。

※重要な事実とは、下記の2項目をいう。

(ア) 取引の主な内容（相手方の名称・取引の目的物・取引数量・価格等）

(イ) 競業取引となる事情

- ② 競業取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

※重要な事実とは、承認を受けた際と同様に下記の2項目をいう。

ただし、承認時から変更が生じた場合は、丁寧な説明が必要。

(ア) 取引の主な内容（相手方の名称・取引の目的物・取引数量・価格等）

(イ) 競業取引となる事情

(4) 利益相反取引を行う場合の手続について(例)

- ① 理事(理事長もしくは取引の相手方たる理事)は、以下に掲げる取引(以下、「利益相反」という)をしようとするときは、理事会において、当該取引の重要な事実を開示し、事前に承認を受けなければならない。

(ア) 理事が自己又は第三者のために法人と取引しようとするとき(以下、「直接取引」という。)

(直接取引の例)

- ・理事、法人間で行われる売買契約
- ・法人から理事への贈与
- ・理事から法人への金銭貸付

(イ) 法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、法人と当理事との利益が相反する取引をするとき(以下、「間接取引」という)。

※間接取引とは、外形的・客観的に法人の犠牲において、理事に利益が生じる行為をいう。

(間接取引の例)

- ・法人が理事の債務を保証する行為
- ・理事の債務を担保するため、法人の不動産に抵当権を設定する行為

※重要な事実とは、下記の2項目をいう。

(ア) 取引の主な内容(相手方の名称・取引の目的物・取引数量・価格等)

(イ) 利益相反状態の具体的な説明

- ② 利益相反をした理事(法人を代表して取引を行った理事)は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

※重要な事実とは、承認を受けた際と同様に下記の2項目をいう。

ただし、承認時から変更が生じた場合は、変更点について丁寧な報告が必要。

(ア) 取引の主な内容(相手方の名称・取引の目的物・取引数量・価格等)

(イ) 利益相反状態の具体的な説明

- ③ 計算書類に対する注記(法人全体用)の「関連当事者との取引の内容」に適正に記載する。

(参考) 社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(競業及び利益相反取引の制限)

第84条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法(明治29年法律第89号)第108条の規定は、前項の承認を受けた同項第2号の取引については、適用しない。

(競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限)

第92条第2項 理事会設置一般社団法人においては、第84条第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。